

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会
役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第25条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬額及び支給方法)

第2条 報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 会長の報酬は月額 89,000 円とする。
- (2) 常務理事の報酬は月額 232,000 円とする。
- 2 報酬の支給日は、一般職員の例による。
- 3 報酬は、新たに就任した場合は就任の日から支給し、任期満了による退職又は死亡等によってその職を失った場合には、失職の日まで支給する。
- 4 前項の規定による就任又は失職する日の属する月の報酬は、就任の場合には就任の日から日割計算による額とし、失職の場合には失職の日までの日割計算による額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか報酬の支給方法については一般職員の例による。

(費用弁償額及び支給方法)

第3条 役員（会長及び常務理事を除く。）が、その職務のため会議等に出席したときは、費用を弁償する。

- 2 前項に規定する費用弁償額は、日額 3,000 円とし、出席の際にこれを支給する。
- 3 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、職員旅費規程に基づき、旅費を支給することができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。
- 4 役員が、その職務のため旅行するときは、職員旅費規程に基づき、費用弁償として旅費を支給する。
- 5 前項の旅費は会長相当額とし、支給方法については一般職員の例による。

(公表)

第4条 協議会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会会長の報酬に関する規程（平成15年4月1日施行）は廃止する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。